

基準項目		評価項目		評価基準		評価内容		
原価情報等開示	経費率算定資料一式の提出時期			経費率算定資料の提出依頼文書に記載した提出期限までに提出した場合 ※合理的と認められる理由により提出が遅れたものについては、再提出期限からの提出期日により評価		提出期限までに提出		
				経費率算定資料の提出依頼文書に記載した提出期限を超えて提出した場合 ※合理的と認められる理由により提出が遅れたものについては、再提出期限からの提出期日により評価		提出期限を超えて2週間以内に提出		
						提出期限を超えて1か月以内に提出		
						提出期限を超えて1か月と2週間以内に提出		
						提出期限を1か月と2週間以上を超えて提出		
	(加点項目) 提出可能な資料を適時提出した場合は、資料一式の提出時期に応じた評価点に加点							
	経費率調査への対応			※一度資料を提出したものの、不備等により経費率算定業務に支障を来たすほどの大幅な差替え（各様式（資料）の全体の内容に疑義・不足があり、算定業務を行えない状況にある）や差替えの頻発などが生じ、適切な資料提出だったとは認められない場合（減点）				
				経 の 費 品 率 質 資 料	様式の一致	様式又は様式に対応する資料が漏れなく揃っていること	資料が漏れなく揃っている	
							資料が揃っていない	
				調 査 へ の 協 力 度 合 い	変更事由（時点更新を除く。）の明示	前年度から考え方を変更した点について、経費率算定資料や補足資料で明示していること	明示している、又は変更がない	
							明示していない	
					情報の開示	経費率算定当事者が必要とする情報を漏れなく開示していること（提示・提出は問わない）	開示している	
							開示していない	
					変更事由（時点更新を除く。）の説明	前年度から考え方を変更した点について、経費率算定資料や補足資料を用いて事前又は資料提出時に説明していること	説明している、又は変更がない	
						説明していない		
				質 問 へ の 回 答	回答期限の遵守や期限に間に合わない場合には連絡していること	連絡している、又は連絡の必要がない		
							連絡していない	
	適切な対応者（実地調査時）	調査事項に関して、詳細を正確に把握する責任者や担当者等が説明や質疑に対応していること	適切な者が対応している					
			適切な者が対応していない					
基準項目		評価項目		評価基準		評価内容		
効率化努力	加工費率計算値			今年度計算値<前年度計算値				
				操業の減少に対して	加工費額（費用）の増加	操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が1ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が1ポイントを超え2ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が2ポイントを超え3ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が3ポイントを超え4ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が4ポイントを超え5ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が5ポイントを超え6ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が6ポイントを超え7ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が7ポイントを超え8ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が8ポイントを超え10ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が10ポイントを超え12ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が12ポイントを超え15ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が15ポイントを超える		
					加工費額（費用）の減少	操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が1ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が1ポイントを超え2ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が2ポイントを超え3ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が3ポイントを超え4ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が4ポイントを超え5ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が5ポイントを超え6ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が6ポイントを超え7ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が7ポイントを超え8ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が8ポイントを超え10ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が10ポイントを超え12ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が12ポイントを超え15ポイント以内		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が15ポイントを超える		
				操業の増加に対して	加工費額（費用）の増加	加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が1ポイント以内		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が1ポイントを超え2ポイント以内		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が2ポイントを超え3ポイント以内		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が3ポイントを超え4ポイント以内		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が4ポイントを超え5ポイント以内		
	加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が5ポイントを超え6ポイント以内							
	加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が6ポイントを超え7ポイント以内							
	加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が7ポイントを超え8ポイント以内							
	加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が8ポイントを超え10ポイント以内							
	加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が10ポイントを超え12ポイント以内							
	加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が12ポイントを超え15ポイント以内							
	加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が15ポイントを超える							
（ 加 点 項 目 ）	操業の変動に関わらず、間接材料費が、コストの抑制に繋がる具体的な取組みを反映した値となっている。		申請値への反映時の検討資料で確認できる					
	操業の変動に関わらず、間接経費が、コストの抑制に繋がる具体的な取組みを反映した値となっている。		申請値への反映時の検討資料で確認できる					
	操業の変動に関わらず、補助部門配賦額が、コストの抑制に繋がる具体的な取組みを反映した値となっている。 （補助部門配賦がない場合は評価対象外）		申請値への反映時の検討資料で確認できる					